

# 石川県公報

平成 29 年 3 月 31 日 (金曜日)

号 外

(第 32 号)

## 目 次

条 例  
○石川県税条例の一部を改正する条例 (税 務 課) 1

## 条 例

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十九年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第二十六号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例 (昭和二十九年石川県条例第二十三号) の一部を次のように改正する。

第六十条第一項第一号中「においては」を「には」に改め、同号イ中「受けた場合」の下に「(第三十二条第一項又は第二項の規定によりこの号本文の期限が延長されたときを除く。)」を加え、同号ロを次のように改める。

- ロ 法第七十二条の二十五第三項の規定による知事の承認を受けた場合 当該法人の当該各事業年度終了の日から三月以内 (次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該(1)又は(2)に定める期間内)
- (1) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、法第七十二条の二十五第三項に規定する定款等 (以下この項において「定款等」という。) の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合 (2)に掲げる場合を除く。) 当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内
- (2) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 知事が指定する三月を超える月数の期間内

第六十条第一項第一号へ中「受けた場合」の下に「(第三十二条第一項又は第二項の規定によりこの号本文の期限が延長されたときを除く。)」を加え、同号二を次のように改める。

- 二 法第七十二条の二十五第五項の規定による知事の承認を受けた場合 当該法人の当該各事業年度終了の日から四月以内 (次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該(1)又は(2)に定める期間内)
- (1) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該連結親法人の定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合 (2)に掲げる場合を除く。) 当該定めの内容を勘案して四月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内
- (2) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 知事が指定する四月を超える月数の期間内

第六十条第一項第二号中「規定する法人」の下に「(法第七十二条の二十七の規定の適用を受ける法人を除く。)」

を加え、同項第三号イ中「受けた場合」の下に「(第三十二条第一項又は第二項の規定によりこの号本文の期限が延長されたときを除く。)」を加え、同号ロ中「以内」の下に「次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該(1)又は(2)に定める期間内」を加え、同号ロに次のように加える。

- (1) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(2)に掲げる場合を除く。 当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内
- (2) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 知事が指定する三月を超える月数の期間内

第六十条第一項第三号ハ中「受けた場合」の下に「(第三十二条第一項又は第二項の規定によりこの号本文の期限が延長されたときを除く。)」を加え、同号ニ中「以内」の下に「次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該(1)又は(2)に定める期間内」を加え、同号ニに次のように加える。

- (1) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該連結親法人の定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(2)に掲げる場合を除く。 当該定めの内容を勘案して四月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内
- (2) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 知事が指定する四月を超える月数の期間内

第六十条第一項第四号イ中「受けた場合」の下に「(第三十二条第一項又は第二項の規定によりこの号本文の期限が延長されたときを除く。)」を加え、同号ロ中「以内」の下に「次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該(1)又は(2)に定める期間内」を加え、同号ロに次のように加える。

- (1) 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(2)に掲げる場合を除く。 当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内
- (2) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 知事が指定する三月を超える月数の期間内

第六十条第一項第四号ハ中「受けた場合」の下に「(第三十二条第一項又は第二項の規定によりこの号本文の期限が延長されたときを除く。)」を加え、同号ニ中「以内」の下に「次の(1)又は(2)に掲げる場合に該当するときは、当該(1)又は(2)に定める期間内」を加え、同号ニに次のように加える。

- (1) 当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該連結親法人の定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(2)に掲げる場合を除く。 当該定めの内容を勘案して四月を超え六月を超えない範囲内において知事が指定する月数の期間内
- (2) 特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該連結親法人の当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 知事が指定する四月を超える月数の期間内

附則第五条第四項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附則第七条第一項中「平成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「応じ」を「応じ」に改め、同条第二項中「平

成二十九年度」を「平成三十二年度」に、「期間」を「期間。第四項において「予定期間」という。）」に改め、同条第四項中「第二項に規定する期間内に同条第二項第十二号」を「予定期間内に同項第十二号」に改め、同条第八項中「附則第三十四条の二第十一項」を「附則第三十四条の二第十二項」に改め、同条中同項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「期間」を「予定期間」に改め、同条中同項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第二項に規定する予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後二年以内の日で令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき省令で定めるところにより証明がされたときは、第二項、第四項及び次項から第九項までの規定の適用については、第二項に規定する予定期間は、当該初日から当該令で定める日までの期間とする。

附則第十二条第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二の二第四項中「ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「前二項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項」を「前各項又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

#### 一 次に掲げるガソリン自動車

##### イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

##### ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

##### 二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

##### イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

##### ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十二条の二の二第四項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項」を「前各項又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に改め、同項第一号イを削り、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の二第三項第一号ロ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ロを同号イとし、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の二第三項第一号ハ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ハを同号ロとし、同項第二号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の二第三項第二号イ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ハ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の二第三項第二号ニ及びホを削り、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項又は法附則第十二条の二の五第六項から第十一項」を「前三項又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の四十」を「百分の五十」に改め、同項第一号イ及びロを削り、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の二第二項第一号ハ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ハを同号イとし、同号ニ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の二第二項第一号ニ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ニを同号ロとし、同項第二号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の二第二項第二号イ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ハ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油

重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の二第二項第三号ニ及びホを削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前各項又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第百十三条又は前条に定める率に百分の六十を乗じて得た率とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。  
 (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。  
 (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。  
 (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二第一項中「(道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「法附則第十二条の二の五第六項から第十一項」を「前項又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項」に、「平成十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同項第一号中「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、プラグインハイブリッド車(法附則第十二条の二の二第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。以下この条において同じ。))に該当するものを除く。以下この条において同じ。)」を削り、同号イ及びロを削り、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。  
 (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の二第一項第一号ハ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ハを同号イとし、同号ニ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車

基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

附則第十二条の二の二第二項第一号二中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ニを同号ロとし、同項第二号イ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準(法附則第十二条の二第二項第六号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準(法附則第十二条の二第二項第六号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の二第二項第二号イ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ハ中「七・五トン」を「三・五トン」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成二十八年軽油重量車基準(法附則第十二条の二第二項第六号ハ(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油重量車基準(法附則第十二条の二第二項第六号ハ(1)(ii)に規定する平成二十一年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

附則第十二条の二の二第一項第二号ニ及びホを削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(前二項又は法附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第百十三条又は前条に定める率に百分の四十を乗じて得た率とする。

#### 一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率(法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車(法附則第十二条の二第二項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。以下この条において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準(法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油

ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- ロ エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の二に第一項として次の一項を加える。

ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、プラグインハイブリッド車（法附則第十二条の二第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。次項第二号において同じ。）に該当するものを除く。以下この条において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第十二条の二の四第六項から第十二項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第百十三条及び前条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第百十三条又は前条に定める率に百分の二十を乗じて得た率とする。

- 一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- 二 エネルギー消費効率（法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）が平成二十七年度基準エネルギー消費効率（同号ロ(2)に規定する平成二十七年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十二条の二の三の次に次の一条を加える。

（自動車取得税の賦課徴収の特例）

第十二条の二の四 知事は、納付すべき自動車取得税の額について不足額があることを第百十六条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、法附則第十二条の二の五第一項に規定する国土交通大臣の認定等（以下この項において「国土交通大臣の認定等」という。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第百二十九条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定（第三十五条の規定を除く。）を適用する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における法第百二十九条第二項の規定による決定により納付すべき自動車取得税の額は、前項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第十二条の四第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「においては」を「には、前項の規定の適用があるときを除き」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 第一項の養第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、平成三十年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第百二十五条第一項（第三号に係る部分に限る。）及び同条第三項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

- 一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第六条第一項（同法第七条第八項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年

法律第百四十五号) 第五条第七項において準用する場合を含む。)

一 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号) 第十条第一項

二 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号) 第七条第一項(同法第八条第八項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第五条第七項において準用する場合を含む。)

附則第十三条第一項第一号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第一項第二号中「この号」の下に「及び第三項第二号」を加え、同項第三号中「いう」の下に「。第三項第三号において同じ」を加え、同項第四号中「次項において同じ。」が「以下この条において同じ。」が「に、「基準エネルギー消費効率」を「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」に、「次項において同じ。」であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」を「第三項及び第四項において同じ。」に、「において同じ。」の「を「から第四項までにおいて同じ。」の」に改め、同項第五号中「除く」の下に「。第三項第五号において同じ」を加え、「道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第五条の二第七項に規定するもの」を「平成二十一年軽油軽中量車基準(法附則第十二条の三第三項第五号に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準をいう。第三項第五号において同じ。)」に改め、同条第二項中「基準エネルギー消費効率」の下に「(法附則第十二条の三第三項第四号に規定する基準エネルギー消費効率をいう。)」を加え、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 次に掲げる自動車に対する第百三十五条第一項から第三項までの規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第一項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

一 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(法附則第十二条の三第三項第二号に規定する排出ガス保安基準をいう。第五号において同じ。)で省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの

三 プラグインハイブリッド車

四 エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度(法附則第十二条の三第五項第四号に規定する平成三十年窒素酸化物排出許容限度をいう。次項において同じ。)の二分の一を超えないもので省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるもの

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するもの又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するもの

4 エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第百三十五条第一項から第三項までの規定の適用については、当該自動車が平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十四条の次に次の一条を加える。



## (自動車税の賦課徴収の特例)

第十四条の二 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第百三十八条の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、法附則第十二条の四第一項に規定する国土交通大臣の認定等(以下この項において「国土交通大臣の認定等」という。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定(第三十五条及び第百四十条の規定を除く。)を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする」とあるのは「附則第十四条の二第二項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする」とする。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## (県民税に関する経過措置)

2 新条例附則第七条第六項の規定は、県民税の納税義務者の同項に規定する予定期間の末日がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後である同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡について適用する。

## (事業税に関する経過措置)

3 新条例第六十条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

## (自動車取得税に関する経過措置)

4 新条例附則第十二条第一項、第十二条の二の二及び第十二条の二の四の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

5 知事は、納付すべき自動車取得税(施行日前の自動車の取得に対するものに限る。)の額について不足額があることを第百十六条の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の取得者以外の者(以下この項及び次項において「第三者」という。)にあるときは、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百二十九条第四項の規定による通知をする前に、当該第三者(当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。)に対し、当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を当該不足額に係る自動車について同条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、自動車取得税に関する規定(第三十五条の規定を除く。)を適用する。

6 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

7 附則第五項の規定の適用がある場合における第二十八条第五項の規定の適用については、同項中「当該」とあるのは「その」と、「更正又は決定通知書において納付若しくは納入すべきこととされる日までの期間又はその日」とあるのは「法第百三十条第一項の納期限」とする。

## (軽油引取税に関する経過措置)

8 新条例附則第十二条の四第四項から第六項までの規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

## (自動車税に関する経過措置)

9 新条例附則第十三条第一項、第十四条及び第十四条の二の規定は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

- 10 知事は、納付すべき自動車税(平成二十八年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを第百三十八条の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の所有者以外の者(以下この項及び次項において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第十三条第一項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。)に対し、当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定(第三十五条及び第百四十条の規定を除く。)を適用する。
- 11 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。  
(石川県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 12 石川県税条例等の一部を改正する条例(平成二十九年石川県条例第六号)の一部を次のように改正する。  
第二条のうち石川県税条例附則第十二条の二の二及び第十二条の二の三を削る改正規定中「及び第十二条の二の三」を「から第十二条の二の四まで」に改める。  
第二条中石川県税条例附則第十四条の改正規定の次に次のように加える。  
附則第十四条の二を削る。